資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十六年十二月十日であり、株主総会の決議は、平成二十六年十月一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十六年十一月四日

福岡県朝倉市馬田三七六二番地

有限会社甘木廃棄物センター

代表取締役　合原　茂

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を千二百万円減少し二千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十六年十一月四日

沖縄県国頭郡金武町字金武六〇二九番地

有限会社仲正組

代表取締役　仲間　政毅

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を十五億六千八百万円減少することにいたしました。

株主総会の決議は、平成二十六年十月二十九日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.imijp.co.jp/

平成二十六年十一月四日

東京都目黒区青葉台三丁目六番二八号

株式会社アイ・エム・ジェイ

代表取締役　櫻井　徹

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十六年十一月十九日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を二・五株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十六年十一月四日

埼玉県戸田市喜沢一丁目一八番七号

日新倉庫株式会社

代表取締役　神保すみ子

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十六年十一月十九日を基準日と定め、同日午前十時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十六年十一月二十五日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十六年十一月四日

東京都新宿区市谷八幡町一四

株式会社ＡＰＰＹ

代表取締役　岩本　忠純

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十六年十一月十九日を基準日と定め、同日午前十時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十六年十一月二十八日を引受けの申込期日とする募集株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十六年十一月四日

東京都新宿区市谷八幡町一四

株式会社ＡＰＰＹ

代表取締役　岩本　忠純

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十六年十一月十九日を基準日と定め、同日の最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十六年十二月十七日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十六年十一月四日

東京都中央区新川一丁目八番六号

株式会社Long Tail Live Station

代表取締役　山科　誠

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十六年十一月十九日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十七年一月中旬から下旬にかけて開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十六年十一月四日

東京都町田市金井五丁目二〇番一六号

株式会社鶴ケア

代表取締役　吉岡　利昌

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十六年十一月十九日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十六年十一月二十八日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十六年十一月四日

長野県上田市下丸子八六六番地七

株式会社城南製作所

代表取締役社長　百鳥　保富

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年十一月十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年十一月四日

大阪府大阪市中央区平野町一丁目八番一三号

株式会社大阪の駿河屋

代表取締役　岡本　全晃

限定承認公告

本籍北海道札幌市白石区栄通八丁目三番、最後の住所札幌市白石区南郷通一五丁目北三番二七号

被相続人　亡　石岡　明美

右被相続人は平成二十六年八月十九日死亡し、その相続人は平成二十六年十月二十四日札幌家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月四日

札幌市北区北三二条西七丁目一番一三号

パークシティ二〇二号

相続財産管理人　名古　咲子

限定承認公告

本籍栃木県真岡市久下田一三九六―一、最後の住所栃木県塩谷郡高根沢町大字中阿久津一〇三六―二

被相続人　亡　大久保晴司

右被相続人は平成二十六年五月二十五日死亡し、その相続人は平成二十六年十月二十三日宇都宮家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月四日

栃木県真岡市久下田一三九六―一

限定承認者　大久保博文

限定承認公告

本籍北海道苫小牧市表町三丁目二番地、最後の住所千葉県八千代市ゆりのき台一丁目二六番地二

被相続人　亡　大味　重夫

右被相続人は平成二十六年八月十六日死亡し、その相続人は平成二十六年十月二十二日千葉家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月四日

千葉県八千代市ゆりのき台一丁目二六番地二

限定承認者　大味　光一

限定承認公告

本籍東京都足立区柳原一丁目一二番地六、最後の住所東京都足立区南花畑四丁目一一番一六―五〇一号

被相続人　亡　溝口　五郎

右被相続人は平成二十六年六月二十八日死亡し、その相続人は平成二十六年十月二十一日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月四日

東京都足立区南花畑五丁目二〇番一　村上マンション二〇五号室

相続財産管理人　石村　美恵

限定承認公告

本籍東京都新宿区岩戸町一九番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　山口　公男

右被相続人は平成二十六年四月二十一日ころから同月三十日ころまでの間死亡し、その相続人は平成二十六年十月二十一日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月四日

東京都千代田区永田町二丁目一一番一号山王パークタワー二五階二五〇九区熊谷綜合法律事務所

相続財産管理人山口範江

代理人弁護士　谷　直樹

限定承認公告

本籍福岡県飯塚市相田二四〇番地七、最後の住所福岡県飯塚市相田二四〇番地七大賀守方

被相続人　亡　大賀久美子

右被相続人は平成二十五年九月二十二日死亡し、その相続人は平成二十六年十月二十三日福岡家庭裁判所飯塚支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月四日

福岡県北九州市小倉南区下曽根新町八番八―九〇二号

相続財産管理人　大河内富美恵